

放置された犬の飼養者に対する飼い主からの犬の返還請求が認められた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成29年10月5日

【事件番号】 平成27年（ワ）第30736号

【事件名】 動産引渡等請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 民法1条3項・240条・709条、遺失物法3条、動物愛護法2条・7条・44条

【掲載誌】 公刊物未掲載

LEX/DB 文献番号 25539752

事実の概要

Xは、平成15年10月16日、同年に生まれた雌のゴールデンレトリバー（以下、「甲」という）を購入した。平成25年6月7日、甲の散歩の際に、Xは、交際男性Aと口論となり先に帰宅した。Aは、甲のリードを公園内の柵に結び付け放置して、帰宅した。Xは、インターネット上で甲が同公園を訪れていたBによって保護されているとの情報を得て、同月9日、二度と同じことをしない旨約束して、Bから甲の引渡しを受けた。

平成25年6月20日、XはAとともに甲を散歩させていたが、Aから一人で先に帰るよう促された。Aは、甲のリードを先日甲を置去りにしたのとは別の公園内の柵に結び付け放置して、Xが待つ場所に戻った。Xは、Aが甲を公園内に置去りにしてきたことを理解したが、Aを怒らせることを恐れて何も言わずAと帰宅した。

YおよびYの夫であるC（以下、「Yら」という）は、平成25年6月21日の朝、公園内で甲を発見した。甲は、短いリードで柵に繋がれ、黒い口輪をされたままで体温調整もできず、前日夜からの雨で腹や脚が濡れて泥まみれの状態であった。Yらは、連絡先を記載した紙を残して甲を連れ帰り、甲の飼養を開始した。Yらは、インターネット上で甲が以前にも置去りにされたことがあることを知り、かつ、1週間経っても飼い主から連絡がなかったため、飼い主が意図的に遺棄したものと考え、6月27日、警察署に甲の拾得届および「引渡し日より3か月間以内に、遺失者が判明し

た場合は、遺失者に返還致します。」との印字がされた確約書を提出した。

Xは、Aから強く反対されていたため遺失届の提出をせず、Yが甲を保護している旨を知っても連絡をとらなかった。しかし、3か月間の遺失届の提出期限が迫った9月18日、警察署に遺失届を提出した。その後、XとAとの関係は解消された。

Yらは、9月18日頃、警察からXが飼い主として名乗り出た旨の連絡を受けた。その後、Xは、Yに電話をかけ甲の返還を求めた。Yらは、Xおよびその元夫Dに何度か一連の経緯について尋ねたが、甲を探さなかった理由などについて十分な説明がされたとは感じなかったため、引渡しを拒絶して甲の飼養を継続した。そこで、Xが、Yに対し、選択的に所有権または占有保持の訴えに基づき、甲の引渡しを求めるとともに、YがXの甲についての所有権を侵害していると主張して、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料など110万円余の支払いを求めた。

本判決の争点は、①YのXに対する甲の引渡義務の有無、②Yの不法行為責任の有無および損害額であった。以下では、字数の関係から争点①についてのみ検討する。

判決の要旨

本判決は、XからYに対する甲の引渡請求を認めたが、その余の請求は棄却した。争点①に関する判断は以下のとおりである。

飼い主であれば、一刻も早く飼い犬を連れ戻そうとするのが通常であることからすると、Xの本件置去り後の行動はYの主張に沿うものといえる。しかし、他方、Xは、Aに対する恐れから積極的な行動をとれなかったと見られること、その後、公園まで甲を探しに行き、インターネット上で甲の情報を探し、Aに対して甲を連れ戻したい旨伝えるなどし、最終的には、遺失物法の定める期間内に遺失届を提出し、Yらに甲の引渡しを求めており、甲を連れ戻すためにそれなりの行動をとり、甲の所有者としての一応の態度を示していたことが認められる。したがって、Xが甲の所有権を確定的に放棄したとまで認めることはできない。

愛護動物が放置された場合において、その場所や態様などに照らし、その飼い主が当該動物の生命、身体について重大な危険があることを認識しながらあえてこれを放置したなどの事情が認められる場合には、その飼い主の所有権放棄の意思が推認される場合がある。しかし、置去りしたのはAであり、その客観的な態様について、当時Xが明確に認識していたことを認めるに足りる証拠はないこと、甲は、人通りの予想される公園内に放置されておりYらによって保護されたこと、Xも甲が保護されたことを認識していたことからすれば、Xが、直ちに甲の生命、身体に重大な危険があるとまで認識していたと認めることはできない。

Xは、直ちに甲を連れ戻さず、約3カ月もの間、Yに対して連絡をとらなかったことなどの事実からすると、飼い主として非難を免れ得ない。しかし、本件置去り自体はXがしたものではなく、法令の期間内に遺失届を提出するなど甲を連れ戻すための行動に出ていることも認められるため、Xによる一連の行為が特に悪性が強いものとまで評価することはできない。また、甲は、高齢である上、Yの下で長期にわたり飼養されていることからすれば、その占有がYからXに移されると、生活環境の変化などによって甲が一定程度の負担を受けることが懸念されるが、XとAとの関係は既に解消されており、Xが愛情を持って甲を飼育するつもりでありその用意をしていることを考慮すると、今後、Xの下において、再び甲が過酷な状況に置かれる危険性はない。したがって、甲をX

に引き渡すことが社会通念上著しく不当であるとはいえないから、Xによる甲の引渡請求権の行使は権利濫用であるとはいえない。

判例の解説

一 放置された犬の返還請求

本判決の事案は、公園内の柵に繋がれ放置されていた犬を保護して飼養していた者に対して、3か月が経過する直前になって警察署に遺失届を提出した飼い主から、犬の返還請求および不法行為に基づく損害賠償の請求がなされたというものである。判決では、置去りは飼い主自身ではなく交際男性がしたものであり、飼い主は犬を連れ戻すためにそれなりの行動をとっており犬の所有権を確定的に放棄したとまで認めることはできないとして、飼い主からの犬の返還請求が認められた。犬の返還請求が権利濫用に当たるとの飼養者からの主張についても、置去り後の飼い主の一連の行為は特に悪性が強いものとまで評価することはできず、また、犬は高齢ではあるものの今後再び過酷な状況に置かれることはないとして認められなかった。

飼い主に遺棄されたと思われる犬を善意から保護し愛情をもって飼養していた者からすれば、元の飼い主に所有権があるから犬を返還せよとの裁判所の判断は酷なものである。本判決については、被告である飼養者から控訴がなされたが、高等裁判所でも一審を支持する判決が出たようである(判決文は未見)。本事件を取り上げたインターネットニュースの記事によれば、飼養者は上告を断念したとのことである¹⁾。本判決は、所有者の判明しない犬や猫が拾得された場合についての貴重な裁判例であるが、その判断は動物という「命あるもの」、人の愛情の対象である特別な「物」を法律の世界でどのように扱うかの難しさを物語っている²⁾。

保護された犬や猫の所有権が問題となった事例としては、東京地判平27・6・24(LEX/DB25541123)がある。同判決の事案は、原子力発電所事故の発生により仮設住宅に居住し多数の犬や猫を飼育していた者から、被災動物の保護活動をしていたボランティアが犬1匹および猫5匹の引渡しを受け、それらの犬猫を里親に譲り

渡したが、その後、元の飼育者からボランティアと里親らに対して犬猫の返還請求および不法行為に基づく損害賠償請求がなされたというものである。同判決では、結局、犬猫の特定が不十分であり強制執行ができないとして、犬猫の返還請求は却下されたが、仮設住宅で居住していた飼育者も犬猫を拾って育てていたことから、民法 195 条・239 条および遺失物法の適用、贈与の有無など、事案は異なるものの、本判決同様、犬猫の所有権の所在が争点となった。

二 ペット動物と遺失物法

遺失物法 2 条 1 項・3 項により、「逸走した家畜」は準遺失物とされており、同法 3 条で、準遺失物については民法 240 条の規定が準用される。したがって、飼い主からはぐれて保護された犬や猫といったペット動物の所有権は、遺失物（落とし物）として、公告をした後 3 か月以内に所有者が判明しなければ、拾得者が所有権を取得することになる。「家畜以外の動物」を保護した場合には、民法 195 条に従い、占有者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から 1 か月以内に飼い主から回復の請求を受けなかったときに、その動物の所有権を取得する。「家畜」とは、その地方では飼育されて生活するのが普通である動物のことであり、場所との関係で相対的に判断されるが、犬猫については日本のどのような地域においても家畜であると考えられる³⁾。前出東京地判平 27・6・24 では、拾った犬猫の所有権について、民法 239 条（無主物先占）とともに、同法 195 条に基づく主張も原告からなされたが、これは大震災の被災地域においても無理な主張ではないか。

本件では、X が遺失届を提出期限ぎりぎりになって提出したため、Y は民法 240 条によって 3 か月経過後に犬の所有権を取得することはできなかった。しかし、犬は X の交際男性によって 2 度にわたって公園内に遺棄され、X もそれを認識しつつ飼い主として速やかに名乗り出なかったことなどから、X が犬の所有権を放棄していたのではないかが問題となった。

なお、遺失物法 4 条 3 項によれば、遺失物を速やかに警察署長に提出しなければならないとする同法 4 条 1 項・2 項の規定は、動物愛護法 35

条 3 項に規定する犬または猫について都道府県等に引取りの求めを行った拾得者については適用されない。同法 35 条 1 項・2 項は、都道府県等が犬または猫の引取りをその所有者から求められた場合の引取義務を規定しているが（引取りを拒否できる場合もある）、同条 3 項により、これらの規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬または猫の引取りをその拾得者などから求められた場合にも準用されている。これは、警察署では犬や猫の飼養や保管について専門的な職員や施設を有していないのに対して、都道府県等では専門的な職員や施設を有していることから定められたものであるが⁴⁾、遺失物法が適用されないことで所有権の所在が不明確になることから同項を廃止すべきとの意見もある⁵⁾。

三 犬の所有権の放棄の有無

所有権を放棄したといえるためには、所有権を放棄する確定的意思が必要である。本判決の事案では、犬を公園内に放置したのは飼い主 X の交際男性であり、X 自身ではない。X は最終的には遺失物法の定める期間内に遺失届を出していることから、所有権を確定的に放棄したとまでは認められないとされた。しかし、動物愛護法では、飼い主には、「命あるもの」である動物の所有者としての責任を自覚し動物の適正飼養と終生飼養の義務が課せられており（同法 7 条）、飼い主でも「動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめてはならず」（同法 2 条）、それに違反すれば動物虐待罪として罰せられることになる（同法 44 条）。動物愛護法の精神も参照して、愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為については当該動物の所有権を放棄する意思の徴表であるところとらえるべきとの被告の主張を受けて、裁判所は置去り前後の事情を詳細に検討したが、X は所有権を確定的に放棄したとはいえず、また、所有権に基づく返還請求も権利濫用とはいえないとした。

このような本判決の判断にはいくつかの疑問がある。たとえば、X の交際男性が犬を公園内に 2 度にわたって放置したことについてである。この交際男性の行為は、動物愛護法 44 条 3 項が規定し、虐待と同様に罰せられる「遺棄」ではないのか。もっとも、「遺棄」については条文上定義がなく「虐待」のような例示（同法 44 条 2 項）もないことか

ら、具体的にどのような場合を「遺棄」と考えるかについては問題である。環境省は、「遺棄」を「愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為」とするが、具体的には個別事案ごとに判断するしかない⁶⁾。本判決では、Xの所有権放棄の意思の有無の判断に際して、人通りの予想される公園内に放置されていたことを認識していた点を放棄の意思がなかった事情として考慮しているが、第三者による保護が期待される場所に置かれたとしても、必ずしも保護されるとは限らず、危険にさらされるおそれがあるならば動物愛護法上は「遺棄」として罰せられうるであろう⁷⁾。実際、本件で犬は短いリードで柵に繋がれ、黒い口輪をされたままで体温調整もできず、前日夜からの雨で腹や脚が濡れて泥まみれの状態で発見された。置き去りにしたのは交際男性であったとしても、Xはその行為を容認していたといえるのであり、置き去りにされたのが公園内であったことを放棄の意思がなかった事情として考慮することは問題ではないか。このことを含め、判決中で検討された様々な事情はいずれも、Xの状況に同情すべき点があるとしても、「命あるもの」である動物の飼い主としての資格や責任に疑問を抱かせるものであり、動物愛護法の問題から見れば所有権放棄の意思が推認されてもおかしくない。

四 終わりに

本件の犬にはマイクロチップが挿入されていたが、マイクロチップにより飼い主が判明することはなかった。動物愛護法7条3項では、動物所有者がマイクロチップなどの方法で個体識別を行うよう努めなければならないと規定されているが、実際にマイクロチップ挿入がなされている犬猫の割合はまだ低く、登録制度の運用にも問題が多い。マイクロチップ挿入の義務化は次の動物愛護法改正に向けた課題の一つになっている（特定動物については同法31条で既に義務化）。フランスでは、行方不明の犬猫などの捜索および所有者不明で見つかった犬猫などの飼い主の発見のために既にマイクロチップまたは入れ墨による個体識別が義務化されており、インターネットサイトで個体識別番号を入力するとその動物に関する情報が得られる。また、所有者不明の動物が施設に

収容されて1週間経過しても所有者が名乗り出なかった場合、当該動物は遺棄されたものと見なされ、収容施設が動物の所有者となって動物愛護団体に無償で動物を譲渡することができる。犬や猫の所有権の所在については曖昧な点も多く、本判決のような問題を生じさせないためにも、所有者の早期発見、所有者の判明しない犬猫の所有権の早期確定の仕組みが日本でも必要ではないか。

●—注

- 1) Sippo2018年5月16日付「放置された犬を保護して飼育 3カ月後に返還要求、裁判に発展」（太田匡彦）<https://sippo.asahi.com/article/11544627>（2018年7月22日閲覧）。
- 2) 民法における動物の法的地位の問題については、吉井啓子「動物の法的地位」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務、2014年）254頁以下。
- 3) 平野裕之『物権法』（日本評論社、2016年）189頁。「家畜以外の動物」の具体例については、大判昭7・2・16民集11巻138頁（九官鳥は家畜であるとして民法195条の適用否定）のほか、川島武宣＝川井健編『新版 注釈民法（7）物権（2）』（有斐閣、2007年）230頁を参照。
- 4) 拾得された犬猫の具体的な取扱いについては、環境省HP「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について（平成26年1月14日環自総発第1401141号）」https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_20.pdf（2018年7月22日閲覧）を参照。
- 5) 環境省HP「動物愛護管理をめぐる主な課題に対する第45回検討会以降の委員意見」（浅野明子委員意見）<https://www.env.go.jp/council/14animal/y140-46/ref08.pdf>（2018年7月22日閲覧）4・5頁。浅野明子弁護士は、遺失物法4条3項の廃止を提案し、遺失物法9条で犬猫は2週間の公告期間後に所有者が判明しない場合は自治体の所管センターに引き渡すことができるとする。あわせて民法240条の改正も提案し、犬猫について2週間の公告期間後所有者が判明しない場合、センターに所有権が移る旨か、元の所有者の所有権は消滅する旨を規定すべきであるとする。遺失物法の定める3か月という期間が動物にとっては長すぎることを、センターにおける処分は殺処分ではなく譲渡処分が中心となっていることなどを鑑みると、浅野弁護士の提案は傾聴に値する。
- 6) 環境省HP「愛護動物の遺棄の考え方に係る通知について」https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_23.pdf（2018年7月22日閲覧）3頁。
- 7) 前掲注6)の環境省の通知参照。